

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和4年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（杉山広充君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は、柳原義六代表監査委員に出席をいただいております。後ほど、令和3年度一般会計並びに特別会計決算審査の結果について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

8月26日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は、同意2件、議案9件、認定7件が町長から提出されております。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり、決算審査意見書、健全化判断比率に対する審査意見、基金の運用状況に関する審査意見について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（杉山広充君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

第3回定例会ということでお集まりいただき、ありがとうございます。昨年度の決算審査ということで、それからまた、すぐにヒアリングが始まって来年度予算にいくわけですが、私も毎年、議員時代もそうした繰り返しの中で、次へつながる予算、そういった意味合いの中で皆さんも決算審査に臨んでいただければと思います。

現在の状況というのは、やはり皆さんも、コロナ禍はますますというところですけども、ウィズコロナの中でどうやっていくか、何回もお話をさせていただいているんですけど、そこも立ち向かって、いろんなこと、にぎわいを求めながらやっていかなきゃいけないと、つくづく私も思っております。

今、いろんな意味合いの中で今回、決算のときに私も公務がちょっと重なって、いろいろあるものですから、ずっと決算審査にいられないときもあろうかと思うんですけども、御容赦いただきたいと思っております。

いずれにしても、来年に向けて、この審査、有意義なものであってほしいし、すぐにヒアリングも始まってきますので、来年の予算に向けて、今の台風になぞれば、また北上しそそうですが、私も迷走しないように、責任をどう捉えるか、その辺を考えてこれから行政を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉山広充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、中野暉君、9番、中澤莊也君を指名いたします。



◎日程第2 会期決定

○議長（杉山広充君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの27日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの27日間に決定いたしました。

◇

◎日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（杉山広充君） 日程第3、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、同意第1号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として、固定資産評価審査委員会が設置されております。

3人の委員のうち、神谷晴治氏が令和4年10月25日をもって任期満了となりますが、引き続き神谷晴治氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

神谷氏は、平成25年10月から現委員として職務に精励されており、幅広い識見と固定資産の評価等について必要な知識と経験を有していることから、委員として適任であると考えます。

なお、任期は令和4年10月26日から令和7年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（杉山広充君） 日程第4、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 同意第2号、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

当町の教育委員のうち、鳥居進氏が令和4年10月25日をもって任期満了となることから、その後任として、山本正和氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山本氏は、下長尾在住であり、現在、町の社会教育委員として御活躍いただいております。また、長期にわたり、町のサッカースポーツ少年団で小学生を対象に指導されるなど、積極的に地域社会にも貢献されております。

このように、山本氏は、教育やスポーツの面に関して広く識見を有し、人柄も誠実で実直な方と見受けられ、これからの当町の学校教育や社会教育の諸課題に真摯に取り組んでくださるものと期待するところであります。

なお、任期は令和4年10月26日から令和8年10月25日までの4年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第39号 川根本町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第39号、川根本町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、議案第39号、川根本町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

犯罪の被害は誰しものが遭う可能性があり、被害に遭うことで身体的にも精神的にも大きな痛手を負うことがあります。そのため、犯罪被害者等基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされております。

このため、同法に基づき、川根本町における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものであります。

なお、附則により、この条例は令和4年10月1日から施行することと定めております。

以上、よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

この年度の予算執行全般について、行政をあずかる立場から、どのような自己評価をしているのか教えてください。

（発言する声あり）

○議長（杉山広充君） 大竹議員、今の議案第39号についての質疑ということですが、お願いいたします。

○6番（大竹勝子君） 所管の部署とか体制はどうなっているのでしょうか。予算上の裏づけなんかを聞かせてください。これから全協で説明があるんですね。

（「あります」の声あり）

○6番（大竹勝子君） すみません、そのときに質問します。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。



◎日程第6 議案第40号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第40号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第40号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が明らかにされ、同措置のうち、国家公務員の育児休業の取得回数制限及び育児参加のための休暇の対象期間拡大等の措置が本年10月1日に施行されることに伴い、地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項の国家公務員と地方公務員の均衡の原則に基づき、職員に同様の措置を講ずることが求められることから、当町においても関連する本条例の一部を改正するものです。

以上、よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第41号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第7、議案第41号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第41号、川根本町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴って、本町税条例等の一部を改正するものであります。

この法律改正のうち、本年4月1日施行分については専決処分し、既に5月の第2回臨時会にて御承認いただきました。そのため、今回の改正においては、それ以外の令和5年1月1日以降に順次施行となる個人町民税における上場株式等の配当所得等の課税方式を所得税と一致させる措置や、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項の見直しなどについて、条例の規定を整理させていただくものです。

以上、よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第42号 川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第42号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第42号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、平成29年に企業の本社機能移転・拡充に対する支援制度として制定したものです。今回、国の地方拠点強化税制の改正に伴い、課税免除及び不均一課税要件である整備計画の認定期限延長等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

以上、よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第43号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する
条例について

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第43号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第43号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町では、令和6年4月の義務教育学校2校の開校に向けて、皆様の御理解、御支援を賜りながら準備を進めております。

令和5年4月から、中川根地区の現在の3小学校（中川根第一小学校、中央小学校、中川根南部小学校）を一つの小学校に再編するに当たり、今回の条例の改正が必要となりました。

今回の改正では、条例の別表中、中川根第一小学校、中央小学校、中川根南部小学校を（仮称）中川根小学校に改めるとともに、位置を現在の中央小学校の所在地に改めるものです。

以上、よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第44号 令和4年度川根本町一般会計補正予算
（第6号）

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第44号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第44号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第6号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,450万円を追加し、総額を59億9,840万円としたいものです。

今回の6号補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加、増破に伴う林道平栗線災害復旧工事の地質調査・測量設計費用の追加、職員人件費の更正などが主となっております。

また、第2表の債務負担行為の補正については、町内救護所へAEDを配備するため必要となる、次年度以降の賃借料の限度額となっております。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第45号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第45号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 特別会計の補正に入ります。

議案第45号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、総額を9億1,970万円としたいものです。

今回の補正は、未就学児均等割制度に対応したシステム改修経費の計上、実績増に基づく一般療養費の増額で、財源は全て県補助金となっております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第46号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第12、議案第46号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第46号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明します。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,360万円を追加し、総額を13億7,440万円としたいものです。

今回の補正は、介護報酬の改定に対応するシステム改修経費の計上、実績に基づく国県支出金等返還金の計上、前年度歳計剰余金の基金への積立てとなっております。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第47号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第13、議案第47号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、議案第47号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万円を追加し、総額を2億1,100万円としたいものです。

今回の補正については、上長尾バイパス工事箇所の埋設管移設工事費の計上です。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 認定第1号 令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第2号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第3号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第4号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第5号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第6号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 認定第7号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（杉山広充君） 日程第14、認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認

定についてから日程第20、認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者、北原徳博君。

○会計管理者（北原徳博君） 皆さん、おはようございます。

それでは、認定第1号から認定第7号まで、一括して御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度川根本町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

各会計決算の主な概要につきまして申し上げますが、決算額は1,000円単位とし、決算額の増減と伸び率の数値を前年度との比較で御説明させていただきます。

初めに、認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書（一般）、1ページ、2ページを御覧いただきたいと思います。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款町税は、収入済額12億3,852万6,000円で、前年度対比マイナス5,477万5,000円、4.2%の減となっております。

最初に、町民税ですが、個人町民税は、持続化給付金収入による増、譲渡所得による増など、一時的な要因によって、前年比433万2,000円の増額となっております。一方、法人町民税は、前年比1,366万7,000円の減額となりました。依然、町内法人は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響から、製造業、サービス業を中心に回復の途上にあるようです。また、中部電力株式会社の分社化により、法人税割の減額となったことも大きな要因となりました。

続いて、固定資産税は、前年比3,869万7,000円の減額となりました。地方税法の特例措置による新型コロナウイルス感染症の影響によって、前年と比較し、収入が減少した中小企業に対しての減額措置が講じられたことと、令和3年度評価替えによる土地・家屋の評価額の減額となったことが主な要因でございます。

また、長島ダムなど、国有資産等所在市町村交付金については、対象資産の評価減などによって、前年比1,061万9,000円の減額となりました。

続いて、滞納繰越分です。全体で467万2,000円が徴収されました。前年より11万1,000円の増となっております。また、不納欠損額は301万7,000円でした。

その結果、収入未済額は、現年度及び過年度分の合計で1,001万6,000円となり、前年比472万8,000円減少しております。

続きまして、2款地方譲与税は、収入済額9,083万6,000円で、前年度対比240万7,000円、2.7%の増となっております。これは、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税の増によるものございます。

7款地方消費税交付金は、収入済額1億6,939万9,000円で、前年度対比985万1,000円、6.2%の増となっております。

続きまして、9款地方特例交付金は、収入済額3,167万3,000円で、前年度対比2,684万4,000円、555.9%の大幅な増となっております。これは、主に新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増によるものでございます。

続きまして、10款地方交付税は、収入済額28億1,387万2,000円で、前年度対比2億5,402万9,000円、9.9%の増となっております。これは、普通交付税の算定費目におきまして、自治体DXに関する算定費目が新たに創設されたことと、経済対策等のため、再算定による追加交付があったことにより、普通交付税が増となったものであります。前年度対比2億2,773万7,000円、10.1%の増となっております。特別交付税につきましては、前年度対比2,629万2,000円、8.9%の増となっております。

12款分担金及び負担金は、収入済額891万7,000円で、前年度対比47万5,000円、5.6%の増となっております。

13款使用料及び手数料は、7,624万4,000円で、前年度対比マイナス16万1,000円、0.2%の減となっております。収入未済額は546万円です。

14款国庫支出金は、収入済額7億4,527万円で、前年度対比3億7,198万9,000円、33.3%の減となっております。これは、主に特別定額給付金事業費交付金の減による総務費国庫補助金の減によるものでございます。

15款県支出金は、収入済額3億7,729万7,000円で、前年度対比8億7,800万5,000円、69.9%の減となっております。これは、主に繰越明許事業であります産地パワーアップ事業費補助金の減による農林水産業費県補助金の減によるものでございます。

16款財産収入は、収入済額5,112万2,000円で、前年度対比2,370万9,000円、31.7%の減となっております。これは、主に地域振興基金による債券の売却利益が減となったものでございます。

17款寄附金は、収入済額2,930万1,000円で、前年度対比641万8,000円、28.0%の増となっております。これは、主にふるさと納税寄附金の増によるものであり、前年度対比750万3,000円、35.9%の増となっております。

18款繰入金、収入済額3,718万5,000円で、前年度対比マイナス1,269万2,000円、25.4%の減となっております。これは、主に森林環境譲与税の基金繰入金の減によるものであり、前年度対比マイナス1,059万6,000円、22.6%の減となっております。

19款繰越金は、収入済額3億7,500万円で、前年度対比1億7,349万1,000円、86.1%の増となっております。これは、主に前年度歳計剰余金の増によるものであります。

20款諸収入は、収入済額1億8,737万8,000円で、前年度対比1,285万6,000円、7.4%の増となっております。増額となりました主なものにつきましては、高度情報基盤設備に係る通信設備使用料等2,055万5,000円、後期高齢者医療広域連合負担金前年度返還金1,959万8,000円、県光岳小屋管理委託料416万円、キャンプ場用地貸付収入107万4,000円です。収入未済額は151万7,000円でございます。

21款町債は、収入済額3億880万円で、前年度対比マイナス1,575万7,000円、4.9%の減となっております。これは、総務債や消防債、臨時財政対策債、減収補てん債などの減によるものでございます。

歳入総額は65億6,503万1,000円で、前年度対比8億6,164万3,000円、11.6%の減、不納欠損額は301万7,000円、収入未済額は1,699万2,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（一般）、3ページ、4ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の主なものを申し上げます。

1款議会費は、支出済額6,720万2,000円で、前年度対比マイナス200万4,000円、2.9%の減となっております。

2款総務費は、支出済額12億5,649万円で、前年度対比マイナス4億1,229万6,000円、24.7%の減となっております。これは、主に特別定額給付金事業費6億6,674万4,000円の減によるものでございます。

3款民生費は、支出済額12億4,063万4,000円で、前年度対比8,767万3,000円、7.6%の増となっております。これは、主に住民税非課税世帯等臨時特別給付金5,850万円及び子育て世帯臨時特別給付金4,890万円の増によるものでございます。

続きまして、4款衛生費は、支出済額5億8,150万9,000円で、前年度対比7,859万1,000円、15.6%の増となっております。これは、主に新型コロナワクチン接種業務委託料等の増による予防費の増や、特別会計繰出金（使用料免除分）の増による簡易水道施設費の増、一般廃棄物処理委託料の増によるじんかい処理費の増によるものでございます。

6款農林水産業費は、支出済額3億3,906万3,000円、前年度対比マイナス9億7,648万5,000円、74.2%の減で、うち農業費は、主に産地パワーアップ事業補助金の減によるものでございます。林業費は、前年度対比マイナス8,812万2,000円、33.2%の減で、主に工事請負費の減による林道費マイナス7,215万5,000円、47.0%の減となっております。

7款商工費は、支出済額3億4,659万2,000円で、前年度対比マイナス848万2,000円、2.4%の減となっております。これは、主に温泉施設費、もりのくに運営費における工事請負費の減によるものでございます。

8款土木費は、支出済額3億2,780万4,000円で、前年度対比4,741万5,000円、16.9%の増となっております。これは、主に町道高郷上長尾線新橋梁詳細設計委託料及び町道桑野山細尾線昇泉橋塗装修繕工事等の工事請負費の増により、橋りょう維持費の増によるものでございます。

9款消防費は、支出済額2億5,815万6,000円で、前年度対比マイナス4,087万8,000円で、13.7%の減となっております。これは、主に常備消防負担金の減により常備消防費の減、2地区で実施しました耐震性貯水槽設置工事の減による消防施設費の減によるものでございます。

10款教育費は、支出済額7億1,350万4,000円で、前年度対比マイナス1,245万1,000円、1.7%の減となっております。ほぼ前年度と横ばいではありますが、主に小学校費の学校管理費、学校給食施設費の工事請負費等の減によるものでございます。

11款災害復旧費は、支出済額1億1,176万4,000円で、前年度対比2,248万4,000円、25.2%の増となっております。これは、主に林道平栗線（1号・2号箇所）災害復旧工事及び繰越明許の林道千頭嶺線災害復旧工事などの林業施設災害復旧費の増及び町道小長井前山線道路災害復旧工事の公共土木施設災害復旧費の増によるものでございます。

12款公債費は、支出済額5億4,861万4,000円で、前年度対比マイナス4,209万1,000円、7.1%の減となっております。

歳出総額は57億9,315万1,000円で、前年度対比マイナス12億5,852万3,000円、17.8%の減、翌年度繰越額は1億4,752万4,000円、不用額は4億7,811万1,000円です。

歳入歳出差引額は7億7,188万円です。

次に、特別会計の決算の概要について御説明いたします。

最初に、認定第2号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書（国保）、1ページを御覧いただきたいと思っております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款国民健康保険税は、収入済額1億4,428万9,000円で、前年度対比2,373万円、19.7%の増となっております。不納欠損額は48万5,000円、収入未済額は387万7,000円です。

4款県支出金は、収入済額6億5,196万8,000円、前年度対比1,701万2,000円、2.7%の増となっております。これは保険給付費等交付金でございます。

6款繰入金は、収入済額7,271万8,000円で、前年度対比マイナス240万8,000円、3.2%の減となっております。これは、一般会計及び基金からの繰入金でございます。

7款繰越金は、収入済額1,111万4,000円で、前年度対比マイナス1,042万1,000円、48.4%の減となっております。

8款諸収入は、収入済額315万6,000円で、前年度対比88万5,000円、38.9%の増となっております。これは、延滞金加算金及び過料、預金利子等でございます。

歳入総額は8億8,329万4,000円で、前年度対比2,779万2,000円、3.2%の増でございます。続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（国保）、2ページを御覧ください。

歳出の主なものを申し上げます。

2款保険給付費は、支出済額6億2,462万3,000円で、前年度対比1,655万1,000円、2.7%の増となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額1億9,406万9,000円で、前年度対比89万

6,000円、0.5%の増となっております。これは、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分です。

5款保健事業費は、支出済額1,232万8,000円で、前年度対比20万円、1.6%の増となっております。これは、特定健康審査等事業費及び保健事業費分でございます。

歳出総額は8億6,244万7,000円で、前年度対比1,805万9,000円、2.1%の増、不用額は1,985万3,000円です。

歳入歳出差引額は2,084万7,000円でございます。

次きまして、認定第3号、令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書（後期高齢者医療）、1ページを御覧いただきたいと思えます。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額9,590万8,000円で、前年度対比22万6,000円、0.2%の増となっております。不納欠損額は9万3,000円、収入未済額は2万8,000円でございます。

3款繰入金は、収入済額3,067万1,000円で、前年度対比マイナス220万円、6.7%の減となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

歳入総額は1億2,717万7,000円で、前年度対比マイナス175万7,000円、1.4%の減となっております。不納欠損額は9万3,000円、収入未済額は2万8,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（後期高齢者医療）、2ページを御覧いただきたいと思えます。

歳出の主なものについて申し上げます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億2,648万1,000円で、前年度対比マイナス209万8,000円、1.6%の減となっております。

歳出総額は1億2,689万6,000円で、前年度対比マイナス185万4,000円、1.4%の減、不用額は390万4,000円です。

歳入歳出差引額は28万1,000円でございます。

次に、認定第4号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書（介護）、1ページを御覧いただきたいと思えます。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款保険料は、収入済額2億511万7,000円で、前年度対比マイナス5万7,000円となっております。不納欠損額は14万5,000円、収入未済額は73万円でございます。

3款国庫支出金は、収入済額3億7,361万1,000円で、前年度対比2,261万2,000円、6.4%の増となっております。

4 款支払基金交付金は、収入済額 3 億 2,823 万 1,000 円で、前年度対比 718 万 1,000 円、2.2%の増となっております。

5 款県支出金は、収入済額 1 億 8,639 万 1,000 円で、前年度対比 672 万 2,000 円、3.7%の増となっております。

7 款繰入金は、収入済額 2 億 243 万 8,000 円で、前年度対比マイナス 140 万 1,000 円、0.7%の減となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

歳入総額は 13 億 596 万 3,000 円で、前年度対比 3,145 万 2,000 円、2.5%の増、不納欠損額は 14 万 5,000 円、収入未済額は 73 万円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（介護）、2 ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の主なものを申し上げます。

2 款保険給付費は、支出済額 11 億 5,488 万 1,000 円で、前年度対比マイナス 1,615 万 2,000 円、1.4%の減となっております。

5 款地域支援事業費は、支出済額 5,259 万 4,000 円で、前年度対比 557 万 8,000 円、11.9%の増となっております。

7 款諸支出金は、支出済額 793 万 2,000 円で、前年度対比マイナス 18 万 7,000 円、2.3%の減となっております。これは、主に令和 2 年度介護給付費及び地域支援事業費に係る実績に基づく国県支出金等返還金の減によるものでございます。

歳出総額は 12 億 5,273 万 6,000 円で、前年度対比マイナス 1,165 万 9,000 円、0.9%の減、不用額は 7,830 万 4,000 円です。

歳入歳出差引額は 5,322 万 7,000 円でございます。

次に、認定第 5 号、令和 3 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入から御説明いたします。

決算書（簡水）、1 ページを御覧いただきたいと思います。

歳入の主なものについて申し上げます。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 9,053 万 1,000 円で、前年度対比マイナス 1,303 万 6,000 円、12.6%の減となっております。収入未済額は 938 万 9,000 円です。

4 款繰入金は、収入済額 8,662 万 1,000 円で、前年度対比 3,310 万 1,000 円、61.8%の増となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

7 款町債は、収入済額 9,610 万円で、前年度対比 2,410 万円、33.5%の増となっております。これは、主に本川根南部簡易水道青崎配水池施工管理業務委託及び新設工事、簡易水道施設テレメータ装置改修工事に伴う簡易水道建設費に係る過疎対策事業債及び簡易水道事業債の増によるものでございます。

歳入総額は 2 億 8,525 万 1,000 円で、前年度対比 4,351 万 1,000 円、18.0%の増、収入未済額は 938 万 9,000 円です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（簡水）、2ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の主なものを申し上げます。

2款水道事業費は、支出済額1億6,003万8,000円で、前年度対比1,795万7,000円、12.6%の増となっております。これは、主に本川根南部簡易水道青崎配水池施工管理業務委託及び新設工事、簡易水道施設テレメータ装置改修工事に伴う簡易水道建設費に係る水道建設費の増によるものでございます。

4款公債費は、支出済額6,259万円、前年度対比22万8,000円、0.4%の増となっております。

歳出総額は2億6,645万4,000円で、前年度対比3,572万4,000円、15.5%の増、不用額は2,151万6,000円です。

歳入歳出差引額は1,879万7,000円でございます。

次に、認定第6号、令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入から御説明いたします。

決算書（訪問看護）、1ページを御覧いただきたいと思います。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款サービス収入は、収入済額1,371万7,000円です。前年度対比116万4,000円、9.3%の増となっております。これは、介護給付費収入、予防給付費収入、医療給付費収入、利用者負担金収入でございます。

2款繰入金は、収入済額180万円で、前年度対比マイナス300万円、62.5%の減となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

歳入総額は1,563万2,000円で、前年度対比マイナス257万9,000円、14.2%の減でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（訪問看護）、2ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の主なものを申し上げます。

1款サービス事業費は、支出済額1,549万9,000円で、前年度対比マイナス259万9,000円、14.4%の減となっております。

歳出総額は1,549万9,000円で、前年度対比マイナス259万9,000円、14.4%の減、不用額は410万1,000円でございます。

歳入歳出差引額は13万3,000円でございます。

次に、認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書（診療所）、1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款診療収入は、収入済額4,751万2,000円で、前年度対比マイナス539万2,000円、10.2%の減となっております。

3 款繰入金は、収入済額540万円で、前年度対比30万円、5.9%の増となっております。一般会計からの繰入金でございます。

歳入総額は5,326万1,000円で、前年度対比マイナス621万4,000円、10.4%の減となっております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（診療所）、2 ページを御覧ください。

1 款総務費は、支出済額4,113万3,000円で、前年度対比マイナス522万3,000円、11.3%の減となっております。

2 款医業費は、支出済額1,199万3,000円で、前年度対比マイナス102万7,000円、7.9%の減となっております。

歳出総額は5,312万6,000円で、前年度対比マイナス625万円、10.5%の減、不用額は707万4,000円です。

歳入歳出差引額は13万5,000円でございます。

以上、認定第1号から認定第7号まで、決算の概要について御説明いたしました。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は10時15分といたします。よろしく御願いいたします。

休憩とします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和3年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告いただきたいと思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 令和3年度の決算監査について、中野議員さんと、7月20日以降5日間、担当課長並びに担当者の皆さんに御説明をいただき、監査を実施いたしました。監査の意見としては、意見書の79ページ、総括を御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、令和3年度の町税は12億3,900万円で、前年比5,500万円減少しております。また、主たる財源である地方交付税は28億1,400万円で、前年比2億5,400万円増加

し、歳入の42.9%を占めている状況下でございます。

国庫支出金につきましては7億4,500万円で、前年度比3億7,200万円減少したが、前年度は特別定額給付金関係で6億6,700万円が加算されておりますので、町としては実質増加をしたということです。

先ほど会計管理者のほうからも説明がありましたが、県の支出金につきましては、3億7,700万円で、前年比8億7,800万円減少しました。前年度は産地パワーアップ事業費補助金8億8,400万円が含まれているので、減少はなかったという状況下でございます。

基金の取崩しは3,700万円、前年比1,100万円減であった。3年度において基金残高は増加したが、今後の財政運営は、人口減少・高齢化等もあり、厳しくなると予測されるので、十分留意されたいと思います。

町税の収納率は99.0%で、使用料等も温泉使用料（現年度分収納率は80.1%、過年度分を含めると41.6%）を除けば、高い収納率であります。

町税の減少は、固定資産税の減が大きい。これは、国有資産等の市町村交付金1,200万円の減、土地・建物評価替え減収で1,000万円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収関係で2,700万円減少しました。地方税減税分については、歳入で別途、新型コロナ感染症対策地方税減収補てん特別交付金として2,800万円交付されております。

令和3年度の収入未済額は、一般会計では1,699万2,000円、特別会計実質1,428万7,000円、この実質は、決算書上にはもう少し小さくなっております。特会の中で、これは過誤納分が含まれているので、それが相殺されて、表面上は少なくなっているわけですが、その分を考慮すると若干増えているということです。

全体では3,127万9,000円で、前年比509万7,000円減少しております。不納欠損処理もありますが、税務室を中心とした担当者の努力を評価したいと思っております。

不納欠損処理額は、一般会計で301万7,000円、国保会計で48万5,000円、後期高齢者医療会計9万3,000円、介護保険会計で14万5,000円、合計で374万円で、前年比277万3,000円減少しております。

不納欠損処理は重大な判断であり、町民への説明はできない事案であります。不納欠損処理に至った経過を明確にし、今までの対応を精査し、それを今後の債権回収に生かし、不納欠損処理額ゼロを目指されたいと思います。

滞納者の中には、長期滞納、高額化、低所得、転出、死亡、相続放棄等もあり、担当者は御苦労されております。徴収は大変な業務ではありますが、今後も回収に御努力いただきたいと思っております。債権管理は、必ず滞納者には年1回以上督促状を発送するのが基本であるが、多くの担当者が実施していない現状で、徹底を強く求めたいところでございます。

また、債権には時効があるので、滞納者との面談を積極的に行い、分納誓約や一部入金等による債務承認で時効の中断を常に意識し、回収に御努力していただきたいと思っております。

私債権は、滞納者からの時効の援用の申立てがなければ、債権は消滅しません。私、十何

年か監査やっております、この適用をしたのは1件だけでございます。長期にわたり債権管理をいつまでもしている、町としての対応をこれから検討していただきたいなと思っております。

それから、町債については、一般会計で3億900万円の起債がありましたが、前年比1,600万円減少しました。公債費の償還は5億3,400万円、償還が多いので、公債の借入残高は結果として48億4,700万円で、2億2,500万円減少いたしております。

また、特別会計の簡水で9,600万円起債、元金償還が5,600万円であり、残高は4,000万円増加し、6億7,100万円であります。来年度からは企業会計へ移行予定であるので、特に留意をしていただきたいと思っております。

歳出につきましては、全体的に見ると、事業の必要性や契約金額、委託料、指定管理料の積算根拠、妥当性が明確でない。担当者個々が経費削減の意識を高めるように周知徹底をされたい。

一般会計の今年度歳出総額は57億9,300万円で、前年比12億5,900万円減少しております。前年につきましては、新型コロナウイルス関係と産地パワーアップ事業補助金の多額な事業があったという特殊な年度でございます。

令和3年度は、前年に引き続き、コロナ禍のため事業が実施できなかったこともあり、経費支出の抑制にもつながったわけでございます。コロナの収束は見通しがつかず、今後も対応は大変であるが、多様化する町民ニーズに対応するため、職員全員が常に住民の目線で各課連携を密にして、行政推進を図っていただきたいと思っております。

今年度の翌年度繰越明許額は、約1億4,800万円であります。前年よりも減少はしておりますが、急を要する事業も多いので、年度内早期の完了に御努力願いたいと思っております。

なお、事業実施に当たり、これからも国県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力し、事業展開を図られたいと思っております。

総合的な意見として、6項目設けてあります。

まず一つに、令和3年度の自主財源は町民税等が減少したが、繰越金の増加により8,100万円増加しました。また、依存財源である地方交付税は前年比約2億5,400万円増加し、一方、義務的な経費は7,000万円増加、物件費も6,100万円増加しております。特に扶助費が1億800万円増加しております。今後も経費の圧縮に御努力願いたいと思っております。

実質単年度収支は黒字の4億3,800万円で、前年に引き続き黒字になったわけです。これは、コロナ禍での交付金等の増加、事業・出張等の抑制によるものと思われる。今後も各事業の精査、見直しを行って、黒字化を継続していただきたいと思っております。

平成27年から5年間、ずっと実質単年度収支は赤字で、その間は11億円余の累積赤字が続いたわけですが、ここ2年間は黒字で、こういうふうな状況で継続してほしいと思っております。過去は、基金等の取崩しもあつての対応で来た経過もあります。

それから、2番目に、今年度も不納欠損処理が、一般会計301万7,000円、国保会計48万

5,000円、後期高齢者医療会計9万3,000円、介護保険会計14万3,000円の合計374万円、前年比で277万3,000円減少しております。

収入未済の滞納額は3,127万9,000円で、前年比509万7,000円減少し、不納欠損処理もあったが、回収は図られており、担当者の努力を評価します。今後、不納欠損処理が発生しないよう、早期回収に御努力願いたいと思います。

また、今まで監査時において、担当者に滞納者全員への督促・面談を実行するよう何回も指導しておりますが、あまり対応していない部署も見受けられます。これでは回収が図られないということで、対応を強化していただきたいと思います。

特に私債権は、時効の援用が主張されない限り債権は消滅しないので、債権管理・徴収を徹底していただきたいと思います。20年来の滞納者もあるというようなことで、非常に滞納の管理が大変ではなかろうかなと思っております。

3番目に、今年度の町債の発行は3億900万円で、前年比1,600万円減少しております。公債費支出は5億4,900万円、うち利子1,500万円を含んでおります。前年より4,200万円減少しました。残高は48億4,700万円で、前年比2億2,500万円減少しております。残高は年々減少し、改善されてきております。

基金からの繰入れは、林業関係基金で3,700万円だけでありました。これは会計手法で、森林環境譲与税という税が入ってくるわけですが、それは一時基金に積立てをすると。事業実施に当たっては、基金を取り崩して実施するというので、会計処理上、取崩しがされたわけでございます。基金の積立ては1億9,200万円あり、基金残高は増加しております。

簡水特会において、起債発行額は9,600万円、償還が元利合計で6,300万円で、起債残高は6億7,100万円であります。昨年はコロナ対応で減免もありましたが、3年度使用料等は9,100万円であり、年間使用料等の約7.4倍の起債残高となっております。令和5年度からは企業会計に移行するので、特に留意されたいと思います。

一般企業においては、年間の売上げに対して7.4倍もの借入れがあるというような状況下ということは、企業会計法上じゃ、なかなか厳しい赤字状態というような状況下ということをお認めしていただきたいなと思います。

今後、町債発行及び債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見極めながら、有効かつ適切な運用に期していただきたいと思います。

4番目に、行政改革推進委員会の開催が3年度、2回開催されました。4年度は4回計画されておりますが、川根本町が今取り組むべき重要な委員会であります。頻度を上げ、期限を決め、他の委員会と連携し、改革が目に見えるような成果を期待したいと思います。

5番目に、財政健全化については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は発生しておりません。実質公債費比率は0.7%で、前年比1.2ポイント改善されております。この比率は過去3年間の平均値であり、令和3年度単年度ではマイナス0.06%ということで、発生はしてこなくなります。大きく改善されております。

特に注視するのは将来負担比率であります。現在、比率は発生しておりませんが、将来負担額は65億4,200万円、前年比2億300万円減、充当可能財源は71億7,000万円、前年比1億2,400万円の減、将来負担額、充当可能財源ともに減少はしておりますが、充当可能財源の余力が6億2,800万円上回っております。現在は問題はありませんが、財政が厳しくなるとこれが発生しますので、十分留意していただきたいと思っております。

今後、行政執行に当たっては、町民ニーズに沿った事業展開を図り、特に意識を持って取組が弱い公的施設・遊休資産の見直し・活用・処分、事務の改善合理化・効率化を積極的に進めると同時に、経常経費の節減に努めること、また、全職員の費用対効果を意識した行動や事業費の積算根拠、妥当性を確認し、各事業実施後の精査・確認を必ず徹底していただきたいと思っております。

特に、人件費コストを意識し、各事業経費の圧縮、行政事務処理の効率化、各施設の在り方等さらなる行財政改革を含め、事業精査・効果測定を必ず実施し、また共有をしていただき、身の丈に合った財政運営を求めるところでございます。

また、お手元にもありますが、基金のほうの審査もしたわけですが、今基金の運用では、国債等を利用し、また近年は定期預金等で補充しておりますが、国債の金融市場においては、アメリカ辺りは今現在、10年物が0.05%ぐらいですか、まだまだパウエルさんでしたか、あの人がまた、もう少し金利を上げていくというようなことで、日本を含めた中でインフレが非常に高くなっております。

インフレを抑えるために金利を上げていくというような金融政策を他の国では実施しておりますが、日本の黒田総裁の下では、金融緩和の継続を実施しているということです。ですが、これから長期債券の運用については、十分に御留意をしていただきたいと思っております。

詳細につきましては、お手元の資料等を御覧いただき、監査の報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（杉山広充君） 以上で報告を終わります。ありがとうございました。

これから質疑を行います。質疑は、認定第1号から認定第7号まで、総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

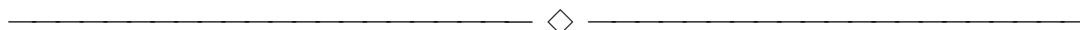
ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定いたしました。



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、9月13日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

議員の皆さんは、この場で引き続き決算特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行ってください。

委員会終了後、全員協議会を開会しますので、関係者は大会議室でお待ちください。

以上です。ありがとうございました。

散会 午前10時41分